

平成 2 5 年 第 1 回

仙北市農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 1 月 9 日 (水) 開催

仙北市農業委員会

平成25年 第1回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年1月9日(水)午後3時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (26人)

1番 藤村紀章	2番 佐藤和
3番 野中秀人	4番 三浦猛
5番 糸井淳	6番 倉橋重基
7番 新山昌樹	8番 大山久雄
9番 鈴木八寿男	10番 藤川栄
11番 黒沢龍己	12番 青柳良成
13番 真崎純孝	14番 高橋政敏
15番 門脇博美	16番 山手善美
17番 石郷岡勇一	18番 千葉惣永
19番 佐藤善栄	21番 田村博美
22番 山本實	23番 佐藤孝典
24番 藤村隆清	25番 辻均
26番 沢山純一	27番 羽川正幸

4. 欠席委員 (1人)

20番 藤原由悦

5. 遅刻委員 (1人)

11番 黒沢龍己 (15時40分到着)

6. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第 3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第 4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

(2) 平成 25 年度一般会計当初予算（農業委員会費）要求について

2. 議 事

(1) 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第 2 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第 3 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見定
について

(4) 議案第 4 号

現況非農地証明願に対する可否決定について

(5) 議案第 5 号

農用地の買入協議に係る要請について

(6) その他

第 6 閉 会

7. 事務局職員

事務局長 田 口 安 業

参 事 竹 下 義 博

主 任 藤 原 正 輝

主 任 小 木 田 満 洋

農山村活性化課

係長 齋藤 洋

8. 書記

主任 小木田 満洋

9. 議事録署名員

3番 野中 秀人

4番 三浦 猛

10. 会議の概要

議長 ただ今から平成25年第1回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議長 新年明けましておめでとうございます。政権も代わり、今後どのような農業政策が出てくるのか期待する反面、どのようになるのか心配もしているところでございます。今年は田沢湖地域より角館地域のほうが雪も多く、寒い日が続いております。委員の皆様におかれましては、体調に気を付けて活動していただきたいと思っております。

議長 それでは、本日の総会への出席委員は26名。欠席委員は1名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議長 それでは議事録署名員に3番野中委員、4番三浦委員兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 異議なしと認めます。それでは日程４、会務諸報告をお願いします。

田口局長 《会務諸報告、報告１の朗読及び説明》（１５時０８分）

議長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程５、報告に入りたいと思っております。事務局よりお願いします。

小木田主任 報告１、農地法第３条の３第１項の規定による届出についてです。届出が４件あり、受理した旨をご報告します。詳細については資料に記載のとおりでございます。相続による所有権の取得となっております。報告１については以上です。

竹下参事 報告２、平成２５年度の一般会計予算、農業委員会費の要求についてです。前年度と大きく変わったところは無く、合計金額も前年とほぼ同額となっております。内訳は資料に記載のとおりでございます。以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

小木田主任 議案第１号。農地法第３条の規定による許可申請に対する可否決定について。農地法第３条の規定にり、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成２５年１月９日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

小木田主任 内容について説明します。整理番号１番。農地の所在が〇〇６４番地。登記簿現況共に田。合計田２筆の１，６０７㎡。３条有償移転の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん５９歳。譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さん６１歳。申請事由は譲渡人が相手方の要望、

譲受人が経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は7人中3人が農作業従事。備考といたしまして、売買価格が10a当たり35万円の総額562,450円となっております。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇117番地。登記簿現況共に田。合計田6筆の3,812㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん60歳。譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さん62歳。申請事由は譲渡人が小作人へ売却。譲受人が小作地買取。受入世帯の稼働人員は6人中5人が農作業従事。備考といたしまして、売買価格が10a当たり157,397円の総額60万円。売買単価が低額に設定されておりますが、申請地は農道が整備されておらず耕作不便ということでこのような額に設定したとのことでした。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇126番地。登記簿現況共に田。合計田3筆の4,839㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん64歳。譲受人は〇〇地区の〇〇さん36歳。申請地は共有地でございます。譲受人の共有持分、2分の1を全部移転するものです。受入世帯の稼働人員は3人中3人が農作業従事。備考といたしまして、売買価格が〇〇地区の圃場が10a当たり30万円。〇〇地区の圃場が10a当たり40万円の総額847,250円となっております。共有者につきましては、譲受人の父親が残りの2分の1を所有しております。続きまして整理番号4番、農地の所在が〇〇94番地1。登記簿現況共に田。面積が94㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん69歳。譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さん72歳。申請事由は譲渡人が相手方の要望。譲受人が受像。申請地は譲受人所有農地との合作地でございます。受

入世帯の稼働人員は6人中2人が農作業従事となっております。続きまして整理番号5番、農地の所在が〇〇54番地2。登記簿現況共に田。面積が49㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん59歳。譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さん58歳。申請事由は譲渡人が相手方の要望。譲受人が受像。受入世帯の稼働人員は3人中3人が農作業従事となっております。続きまして整理番号6番。農地の所在が〇〇55番地3。登記簿現況共に田。面積が75㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん32歳。譲受人は整理番号5番と同じく〇〇さん。申請事由は譲渡人が相手方の要望。譲受人が受像となっております。続きまして整理番号7番。農地の所在が〇〇11番地。登記簿現況共に田。合計田4筆の4,731㎡。3条無償移転、後継者へ部分贈与する案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん80歳。譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さん54歳。同一世帯の親子でございます。世帯の稼働人員は5人中2人が農作業従事となっております。続きまして整理番号8番。農地の所在が〇〇13番地。登記簿現況共に畑。面積が743㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。賃貸人は〇〇地区の〇〇さん64歳。賃借人は〇〇地区の〇〇さん32歳。申請事由は小作人の変更。受入世帯の稼働人員は4人中3人が農作業従事。備考といたしまして、賃借料が10a当たり15千円の年額11千円。期間が許可日より1年間となっております。畑の単価としましては、高額と思われませんが、双方納得しての金額となっております。続きまして整理番号9番。農地の所在が〇〇88番地1。登記簿現況共に田。合計田3筆の947㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。賃貸人は〇〇地区の〇〇さ

ん48歳。賃借人は整理番号8番と同じく〇〇さん。申請事由も同様となっております。備考といたしまして、賃借料が10a当たり5,280円の年額5千円。期間が許可日より1年間となっております。続きまして整理番号10番。農地の所在が〇〇8番地2。登記簿現況共に田。合計田2筆の1,543㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。賃借人は〇〇地区の〇〇さん85歳。賃借人は整理番号8番、9番と同じく〇〇さん。申請事由も同様となっております。備考といたしまして、賃借料が10a当たり5千円の年額7,715円。期間が許可日より1年間となっております。整理番号8番から10番の案件につきましては、賃借人の父親が借り受けていた農地であります。今回、経営移譲年金を受給するための準備として賃借人を息子さんに変更するものです。続きまして整理番号11番と12番は親戚間の案件でございます。整理番号11番、農地の所在が〇〇94番地1。登記簿原野。現況田。面積が1,583㎡。田10筆と畑1筆の合計11筆。面積が10,113㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。賃借人は〇〇地区の〇〇さん56歳。賃借人は〇〇地区の〇〇さん53歳。申請事由は賃借人が労力不足。賃借人が経営規模の拡大。受入世帯の稼働人員は5人中2人が農作業従事。備考といたしまして、賃借料が10a当たり1万円の年額101,139円。期間が許可日より10年間となっております。続きまして整理番号12番。農地の所在が〇〇39番地。登記簿現況共に田。合計田3筆の3,389㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。賃借人は〇〇地区の〇〇さん72歳。賃借人は整理番号11番と同じく〇〇さん。申請事由は賃借人が高齢化による経営縮小。賃借人が経営規模の拡大。備考といたしま

して、賃借料が10a当たり1万円の年額33,890円。期間が許可日より10年間となっております。続きまして整理番号13番。整理番号8番から10番に関連する案件でございます。農地の所在が〇〇9番地1。登記簿現況共に田。合計田39筆の27,924.89㎡。3条使用貸借新規の案件でございます。貸付人は〇〇地区の〇〇さん64歳。借受人は同じく〇〇地区の〇〇さん。同一世帯の親子でございます。申請事由は経営移譲年金受給のため。備考といたしまして、期間が許可日より10年間となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番については22番山本委員をお願いします。

22番山本 《整理番号1番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号2番、11番、12番については、20番の藤原委員が担当ですが、欠席ですので事前に提出された調書を参考にご審議していただきたいと思っております。次に、整理番号3番、8番、9番、10番、13番については23番佐藤委員よりお願いします。

23番佐藤 《整理番号3番、8番、9番、10番、13番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号4番については、6番倉橋委員よりお願いします。

6番倉橋 《整理番号4番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号5番、6番については、16番山手委員よりお願いします。

16番山手 《整理番号5番、6番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号7番については、15番門脇委員よりお願いします。

15 番門脇 《整理番号 7 番について、農地法第 3 条調書に基づき現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第 1 号につきましては許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第 1 号については許可することに決定します。（15 時 36 分）

議 長 次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

竹下参事 議案第 2 号。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。農地法第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議を求める。平成 25 年 1 月 9 日提出。仙北市農業委員会会長。羽川正幸。

竹下参事 内容について説明します。整理番号 1 番、農地の所在が〇〇 4 5 番地 1。登記簿現況共に田。合計田 2 筆の 7 6 1 m²。所有権移転の案件でございます。土地所有者は〇〇地区の〇〇さん。譲受人は〇〇地区の有限会社〇〇。転用目的は建売住宅。転用理由は建売住宅の計画申請です。続きまして、整理番号 2 番と 3 番は関連した案件ですので一括で説明します。所有権移転の案件でございます。関係農地の所在が〇〇 5 5 番地 2。登記簿現況共に田。面積が 1 1 0 m²と 5 6 番地 4。登記簿現況共に田。面積が 9 0 m²。土地の所有者は整理番号 2 番が〇〇地区の〇〇さん。整理番号 3 番が〇〇地区の〇〇さん。譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さん。転用目的は露天資材置場。転用理由は既存

の資材置場は冬期間の除雪スペースが狭いため、隣接地を譲り受けて資材置場及び雪捨て場として利用したいとなっております。詳細については別冊資料をご覧ください。資料1ページに整理番号1番の案内図を載せています。申請地の場所は国道〇〇号線の〇〇バイパス、〇〇地区の側道と市道に挟まれた一区画でございます。次に、事業計画についてです。転用理由は先程説明したとおりでございます。転用事業費は総額4,767万円。内訳は記載のとおりです。全額自己資金で対応する計画です。過去の転用事業が有りとなっておりますが、完了済です。次に被害防除計画についてです。隣接地への土砂等の流出を防ぐためにL型擁壁を利用する計画です。排水計画は、汚水、生活雑排水は合併浄化槽で対応。雨水は自然流下する計画です。次に建売分譲事業計画についてです。事業者は有限会社〇〇。仙北市及び大仙市を中心に住宅建築を行っており、今年度の着工棟数は15棟の予定であるとのこと。今回2区画を分譲する計画です。面積が440㎡と321㎡。資料8ページから16ページに各種図面を載せています。次に、整理番号2番と3番についてです。資料17ページに案内図を載せています。申請地の場所は県道〇〇線から〇〇地区市道に入ったところでございます。この案件につきましては、周辺が殆ど農地ということで第1種農地に該当しますが、既存施設として資材置場が転用済であり、それに加えて施設拡張するものです。次に事業計画についてです。転用理由は先程説明したとおりでございます。転用事業費は総額30万円。内訳は記載のとおりでございます。全額自己資金で対応する計画です。過去の転用事業が有りとなっておりますが、完了済でございます。次に被害防除計画についてです。盛り土する高さ

が 20 cm 程度ですが緩衝地帯を設けて土砂等の流出を防ぐ計画です。
資材置き場事業計画については資料に記載のとおりでございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。ここで現地確認報告に入ります。整理番号 1 番については 5 番糸井委員よりお願いします。

5 番糸井 昨年 12 月 21 日に土地所有者、土地家屋調査士、竹下参事と私で現地を確認しました。雪で現況を確認することは困難な状況でしたが、夏場通っているところですので状況は把握しております。周辺等問題は無いと思われれます。以上です。

議 長 次に、整理番号 2 番、3 番については 16 番山手委員よりお願いします。

16 番山手 先程 3 条の説明でもありましたが、三者による交換のような形で有効利用する計画でございます。周辺は現在雪のため確認できませんでしたが、夏場に何度も見ている場所ですので問題はないと思われれます。以上です。

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

14 番高橋 議長。

議 長 どうぞ。

14 番高橋 整理番号 2 番と 3 番についてですが、申請地付近は基盤整備済だったと思いますが、整備した時期を教えてください。それと、農道とはどこにあるのか教えてください。

竹下参事 基盤整備は構造改善事業で昭和 42 年頃に完了しております。農道は申請地の周りにあります。私道として利用されています。

議 長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第2号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定します。 (15時49分)

議長 次に、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上程します。説明をお願いします。

藤原主任 議案第3号。農業経営基盤強化促進法に基づく農業地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求める。平成25年1月9日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

藤原主任 内容について説明します。整理番号1番は所有権移転の案件でございます。農地の所在が〇〇229番地。登記簿現況共に田。面積が2,103㎡。移転するのが〇〇県の〇〇さん51歳。受けるのが〇〇地区の〇〇さん65歳。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり247,265円の総額52万円となっております。資金は自己資金で対応する計画でございます。続きまして整理番号2番からは利用権設定の案件でございます。整理番号2番。農地の所在が〇〇301番地。登記簿現況共に田。面積が516㎡。合計29筆の26,857㎡。利用権を設定するのは〇〇地区の〇〇さん53歳。受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん30歳。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は10a当たり16,931円。この単価は賃借料情

報に載っている金額でございます。年額454,716円となっております。整理番号3番からは再設定の案件となっておりますので説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第3号については、こととおりに策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第50号については適正であると認めることに決定します。 (15時55分)

議長 次に、議案第4号、現況非農地証明願いに対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

小木田主任 議案第4号。現況非農地証明願いに対する可否決定について。別紙のとおり、現況非農地証明願いの提出があったので、審議のうえ許可の可否を求める。平成25年1月9日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

小木田主任 9件の非農地証明願いの申請がありますが、利用状況調査の際に耕作不可能と判断された農地で、所有者への意向調査の結果非農地とすることを希望されたものでございます。田沢湖地域から順番に担当が説明いたします。整理番号1番。土地の所在が〇〇8番地1。登記簿地目田。現況地目山林。面積が525㎡。土地の所有者は〇〇地区の〇〇さん。非農地の事由は年月日不詳山林化です。詳細については別冊資料の24ページをご覧ください。申請地の場所は、国道〇〇号線、〇〇工業〇〇工場付近を農道に入り、数百メートルほどのところ です。

26 ページに現況写真を載せています。かなり立派な杉の木を確認できます。田沢湖地域については以上です。

藤原主任

次に、角館地域の案件について説明します。整理番号2番、農地の所在が〇〇72番地。登記簿地目田。現況地目山林。面積が1,924㎡。合計田8筆の5,863㎡。土地所有者は〇〇地区の〇〇さん。非農地の事由は年月日不詳山林化です。続きまして整理番号3番と4番を一括で説明します。整理番号3番の土地所有者は〇〇地区の〇〇さんですが亡くなっております。申請人が整理番号4番と同じく〇〇さん。〇〇さんの息子です。土地の所在が〇〇69番地。登記簿地目田。現況地目原野。面積が176㎡。合計5筆の1,343㎡。非農地の事由は年月日不詳原野化です。詳細については別冊資料の27ページからになります。整理番号2番の申請地の場所は、現在肥育団地の計画がある土地の周辺でございます。資料29ページに現況写真を載せています。雑木等が生い茂っている状態です。次に、整理番号3番と4番についてです。申請地の場所は県道〇〇線から〇〇に入り、数キロほどのところでございます。資料32ページに現況写真を載せています。写真から不耕作状態であることが確認できます。角館地域については以上です。

竹下参事

次に、西木地域について説明します。整理番号5番。農地の所在が〇〇240番地1。登記簿地目田。現況地目原野。土地所有者は〇〇地区の〇〇さん。申請人は息子さんの〇〇さんです。続きまして整理番号6番。農地の所在が〇〇23番地。登記簿地目田。現況地目原野。面積が156㎡。合計田13筆の2,461㎡。申請人は〇〇県の〇〇さんです。次に整理番号7番。農地の所在が〇〇4番地。登記簿地

目田。現況地目山林。面積が341㎡。田3筆、畑1筆の合計3,014㎡。土地所有者は〇〇地区の〇〇さん。申請人は息子さんの〇〇さんです。続きまして整理番号8番。農地の所在が〇〇12番地2。登記簿地目田。現況地目山林。面積が1,310㎡。土地所有者は〇〇地区の〇〇さん外91名。申請人は〇〇部落会です。続きまして整理番号9番。農地の所在が〇〇10番地1。登記簿地目田。現況地目山林。合計2筆の1,504㎡。申請人は〇〇地区の〇〇さんです。詳細については別冊資料を基に説明します。資料の33ページに整理番号5番の案内図を載せています。申請地の場所は国道〇〇号線沿いの以前〇〇さんが再生した農地付近でございます。35ページに現況写真を載せています。雑木等が生い茂っている状態を確認できます。次に、整理番号6番についてです。資料36ページに案内図を載せています。申請地の場所は〇〇地区の国道〇〇号線と〇〇線が交差しているところ付近の土地でございます。資料38ページに現況写真を載せています。カヤ等が生い茂っている状態でございます。次に、整理番号7番から9番についてです。申請地の場所は〇〇地区の山中と〇〇地区の山中でございます。資料43ページに現況写真を載せています。杉の木が立ち並んでいる状態でございます。以上です。

議長 説明が終わりました。ここで現地確認報告に入ります。整理番号1番については私から報告します。この土地につきましては、植林したのではなくかなり前から山林化していたということで問題無いと思われれます。

議長 次に、整理番号2番については22番山本委員よりお願いします。

22番山本 現地は農地パトロールの際に皆さんからも見ていただいた場所で

す。山際の土地で将来性もなく、申請人も農地として管理するのは困難ということでした。以上です。

議 長 次に、整理番号3番と4番については16番山手委員よりお願いします。

16 番山手 この土地も農地パトロールの際に皆さんに見ていただいた土地です。山際の土地で現在も大木が生い茂っている状態でございます。申請人も今後農地として管理することはできないということでしたのでよろしくをお願いします。

議 長 次に、整理番号5番については3番野中委員よりお願いします。

3 番野中 現地は農地とはほど遠い状態であり、申請人も農地に復旧することは不可能ということでしたのでご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、整理番号6番については15番門脇委員よりお願いします。

15 番門脇 この土地につきましては、周辺の農地よりも一段低くなっていて常に水捌けが悪くなっております。所有者の方は昭和50年代だったと思います。県外へ転出しまして、それ以来引き受けても無くこのような状態になりました。筆数は多いのですが、面積が小さく農機具も入れられないような圃場ですので将来性も無いと思われれます。以上です。

議 長 次に、整理番号7番から9番については24番藤村委員よりお願いします。

24 番藤村 利用状況調査の際に非農地と判断された農地でございます。写真で確認できますが、大木が生い茂っている山林となっておりますので問題無いと思われれます。以上です。

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第4号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第4号については非農地と証明することに決定します。(16時13分)

議 長 次に、議案第5号、農用地の買入協議に係る要請についてを上程します。説明をお願いします。

藤原主任 議案第5号。農用地の買入協議に係る要請について。別紙のとおり、所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、農業経営基盤強化促進法第13条の2第1項の規定により、社団法人秋田県農業公社による買入協議を仙北市長に対し要請することについて意見の決定を求める。平成25年1月9日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

藤原主任 内容について説明します。農地の所在が〇〇でございます。合計58筆の43,617㎡。売りたいと申し出たのは〇〇地区の〇〇さん76歳でございます。買入協議別冊資料をご覧ください。1ページから3ページに提出された所有権移転あっせん申出書の写しを載せています。4ページに申請位置図を載せています。場所は国道〇〇号線を〇〇地区から〇〇地区に向かい、〇〇付近で左に入った〇〇川付近の農地でございます。申請地は10aから20a区画の圃場が連なっている優良農地ということで買入協議の条件的には問題無いと思われま

す。以上です。

議 長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

23番佐藤 議長。

議 長 どうぞ。

23 番佐藤 面積が4.3haということですが、これは溪畔を含んでの面積ですか。

藤原主任 これは登記簿上の面積ですので溪畔も含まれております。

議 長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第5号買入協議については、仙北市長に要請することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第5号買入協議については仙北市長に要請することに決定します。(16時19分)

議 長 予定されていた議案が終了しました。次に、各推薦委員からの報告等ございましたらお願いします。

4 番三浦 議長。

議 長 どうぞ。

4 番三浦 水稻共済の平成24年度の北部地区の支払い状況についてご報告いたします。角館地区が戸数が4。被害面積が308.1a。共済減収量が3,407kgで支払い共済金が678,015円でございます。次に田沢湖地区です。8戸で被害面積が1,507.1a。共済減収量が7,186kg。支払い共済金が1,369,805円でございます。次に、西木地区。7戸で被害面積が523.5a。共済減収量が6,332kg。支払い共済金が1,215,055円でございます。大豆共済につきましては金額が決定次第ご報告いたします。以上です。

議 長 他にありませんか。

11 番黒沢 議長。

議 長 どうぞ。

11 番黒沢 大規模肥育団地の今現在の状況についてご報告いたします。定例会後に地域住民への説明会を12月に2回と1月4日に開催しております。どのようにすればお互い良い方向へ進むのかということで、当地区では協議会を立ち上げました。農林部、建設部他では肥育団地事業のプロジェクトチームを立ち上げ協議しているところでございます。結論はまだ出ておりませんが、地域住民との距離は縮まりつつあるようです。1月中に地域住民から6名ほどが北海道鹿追町へ調査に向かう予定でございます。結論につきましては、ダラダラと進めることは良くないということで今月中には出したいとのことでした。以上です。

議 長 他にありませんか。

『無し』の声

議 長 それでは協議に移ります。事務局よりお願いします。

田口局長 協議案件2件ありますが、1件目は農山村活性課より先日行われた人、農地プラン検討会の報告をしていただきます。

齋藤係長 昨年から座談会等で農業委員の皆様には大変ご難儀をかけました。本年も事業はございますので、引き続きご協力よろしくお願ひいたします。これまでの取り組みといたしましては、昨年の3月に地域農業の将来に関するアンケート調査を実施しております。6月に青年就農給付金の受給要件等に関する説明会を開催し、21名が参加しております。7月から11月に全36地区で集落座談会を実施しております。内容につきましては事業説明、事前アンケートの結果報告等です。11月には農地集積協力金等の取りまとめを行っております。12月には人、農地プランに位置付けられる地域の中心となる経営体に関する

意向調査を実施。第1回仙北市人、農地プラン検討会を開催しております。この検討会の意見を踏まえて、12月28日付けで仙北市人、農地プランを決定しております。決定した内容については資料を基に後ほど説明します。今後については1月下旬に第2回検討会を予定し、中心経営体の追加、新たな集積計画、プランに対する意見の反映を行いたいと考えております。来年度につきましては、農家の営農計画に支障がないようスケジュールを組み、検討会を実施していく計画でございます。次に、資料にもありますが、人、農地プランの中身について説明します。始めに受け手のプランについてです。今後の地域の中心となる経営体ということで163名が名簿に載っております。次の資料には地域の中心となる経営体以外の農業者ということで、農地を提供する方の名簿になります。次に参考資料として地域の中心となる経営体に対する農地の集積計画表というものがありますが、これはお手元の図面と合わせまして、出し手から受け手へどのように集積していくのか具体的に行程にして表したものです。それではプランをどのように作成したのか中身について説明します。まずは意向調査で中心経営体になることを希望した方です。認定農業者全員に通知しまして、希望する方かつ個人情報取扱に同意いただいた方が名簿に載っています。また、認定農業者以外で1月以降に農地集積を予定している方のうち、中心経営体になることを希望した方。その他中心経営体になることを希望した方ということで、認定農業者ではないがパンフレット等を見て希望した方を名簿に載せています。最後に、農業生産法人、集落営農等の組織経営体について記載しておりまして、このプランについては農山村活性課で管理する営農データと意向調査の内容を基に

仙北市全体を一括りで作成しておりますが、地区によって分けることができるように地区と集落名を記載しているところです。現在、中心経営体全体の耕作面積が1,429.3haで集積率が29.5%となっております。これが計画どおりに進みますと平成29年には面積が2,325.6haで集積率が48%となります。原案の説明会の際にも話しておりますが、プラン本来であれば集落単位で作ることになっておりますが、先程も説明しましたが、地区、集落名を載せることでいつでも区分けできるようになっておりますので、集落の中で話し合いが進んだところについては切り出す作業も可能であるということいつでも修正、追加等を申し出ることができます。地区の範囲についても同様で、柔軟に対応していきたいと思っております。1月下旬に検討会を予定しておりますが、それ以降の案につきましては、その地区が持つプランとして市が管理するほか必要であればいつでも皆様にお渡しできますので、担当地区での今後の活用をお願いします。何をするにも、地区の同意を得なければならないといことですが、同意を得ることが一番のネックになっております。このプランの狙いは地域での話し合いの場を作るところにもあります。まずは地域での話し合いをしていただいて、その内容もプランに反映していきたいと考えております。以上です。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問等ございませんか。

22番山本 議長。

議長 どうぞ。

22番山本 政権が交代しましたが、このプランは今後も続いていくものですか。

齋藤係長 仙北市の副市長は農水省出身ということでかなり早く農水省の今年

の補正予算と来年度当初予算についてのデータが回っております。それを参考にしますと戸別所得保障につきましても人、農地プランにつきましても事業名の変更があるそうです。内容も若干変更があるようですが、恐らく来年度は今動き出したこの体制で進んでいくものと理解しております。

議長 他にありませんか。

『無し』の声

議長 それでは協議事項2へ移ります。

小木田主任 仙北市農地賃借料情報についてです。昨年の賃貸借契約、利用権設定のデータを基に作成したものを事前に配布しています。昨年の金額との比較データがありますが、大きく金額が変わったところは殆どありません。昨年は旧市町村単位から更に細分化したデータを賃借料情報として公表しましたが、今年は細分化したもの、旧町村単位のもののどちらを公表するのかという点をご協議よろしくお願いいたします。

議長 これについてご意見ご質問等ございませんか。

23番藤村 議長。

議長 どうぞ。

23番藤村 西明寺地区のデータで、最高額が24千円とありますが、筆数69のうち何件が最高額での契約ですか。

小木田主任 西明寺地区の最高額での筆数は9筆です。この9筆につきましては1案件の再設定の金額です。以前と同様の内容で更新したケースだと思われま。

議長 他にありませんか。

13 番真崎 議長。

議 長 どうぞ。

13 番真崎 昨年公表したのはどちらの情報ですか。

小木田主任 昨年は細分化されたものを情報提供しております。ちなみに一昨年は旧町村単位のものを出しております。

議 長 これについてはあまりころころと変更するのも良くないと思いますので、今年も細分化したものを公表するということがいかがですか。

『異議無し』の声

議 長 それでは細分化したものを公表することに決定します。

(閉 会)

議 長 以上をもちまして平成 2 5 年第 1 回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(17時04分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成 2 5 年 3 月 5 日

議 長 羽 川 正 幸

署 名 員 3 番 野 中 秀 人

署 名 員 4 番 三 浦 猛
